

保険期間
31日
以内用

AWS re:Invent 2024 Japan Tour in Las Vegas ご参加の皆様へ
近畿日本ツーリストからの海外旅行保険のご案内

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

お申込みの際は、「重要事項説明書」を必ずお読みください。

保険期間（旅行期間）

- ①Aプラン 2024/11/30～2024/12/7 8日間
- ②Bプラン 2024/12/1～2024/12/7 7日間
- ③Cプラン 2024/12/1～2024/12/8 8日間

2024年7月作成

こんな場合に役立ちます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「海外旅行保険のご説明」をご確認ください。

治療・救済費用／応急治療・救済費用

ケガ

旅先でのケガが原因で治療が必要になった場合



- *1 症状の急激な悪化とは？
海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。
- *2 「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分、救済費用部分合計で300万円が限度となります（治療・救済費用保険金額300万円超の場合）。なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。補償内容の詳細については、後記「海外旅行保険のご説明」をご確認ください。

病気

・旅先での病気の原因で治療が必要になった場合
・旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化して治療が必要になった場合*2



救済費用

ケガや病気で継続して3日以上入院して家族に駆けつけてもらうことになった場合



賠償責任

人にケガをさせたしまった場合や、ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合



航空機寄託手荷物*6

航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合

- *6 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。



携行品損害 *3 *4 *5

旅先で盗難に合い盗まれたものが出てこなかった場合や、デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合



- *3 携行品（パスポートを含みます。）の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害については保険金をお支払いできません。
- *4 携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計5万円）がお支払いの限度となります。
- *5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります（保険金額30万円超の場合）。

航空機遅延*7

航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合

- *7 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。



海外旅行中の「困った」を解決する

【対象】サービスによっては保険証券、保険契約書または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様となります。詳細は「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

1.東京海上日動海外総合サポートデスク

・日本語で対応*8 ・24時間年中無休

海外からのお客様のお電話を日本（東京）の東京海上日動海外総合サポートデスクで受付いたします。

* 各種サービスのご利用方法、サービスの詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

* 戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。

* 東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、弊社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

* サービス内容は変更・中止となる場合があります。
*8 海外におけるサービスは、現地のある各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんので予めご了承ください。

2.キャッシュレス・メディカル・サービス

キャッシュレス・メディカル・サービスは、病院の窓口で受診料をお支払いしただけでなく、お支払いができるサービスです。

* 治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。また、「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約」がセットされているご契約のお客様で、持病の症状の急激な悪化により受診される際は、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

上記のほかにも、様々なサービスがございます。詳細は「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

旅行開始日のご年齢から、契約タイプをお選びください

補償項目 \ 契約タイプ	69歳以下契約タイプ		70歳以上契約タイプ		
	2A	A3	E3	E2	
傷害死亡	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	
傷害後遺障害*9	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	
治療・救済費用*10	無制限	無制限	無制限	無制限	
応急治療・救済費用*11	300万円	300万円	300万円	300万円	
疾病死亡	2,000万円	1,000万円	500万円	—	
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	
携行品損害	30万円	20万円	30万円	20万円	
航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	
航空機遅延*12	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	
保険料	7日まで(Bプラン)	9,960円	8,550円	15,140円	13,980円
	8日まで(Aプラン・Cプラン)	11,060円	9,610円	16,820円	15,640円

- *9 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。
- *10 治療・救済費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救済費用を一生生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、上乗りの支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。後記「海外旅行保険のご説明」もあわせてご確認ください。
- *11 「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約」に係る治療・救済費用保険金を指します。
- *12 お支払いする保険金額は、後記「海外旅行保険のご説明」をご確認ください。
- *13 この保険契約以外にご契約されている。この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

ご契約の際のご注意

- 保険期間（保険のご契約期間）は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。
- 次のいずれかに該当する場合、ご契約できる傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ「他の保険契約等*13」と合算して、1,000万円が上限となりますので、ご注意ください。

- ① 始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合
- ② ご契約者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、後記「海外旅行保険のご説明」をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払されない場合がございます。詳細は、後記「海外旅行保険のご説明」をご確認ください。

■海外旅行保険 補償の概要等

海外旅行保険のご説明

※「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
 ※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、東京海上日動(以下、「弊社」といいます。))は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

●「保険期間31日以内」「保険期間31日超」共通の補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)	傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。 死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払します。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象*1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧ 海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセッとし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に身体に後遺障害が生じた場合	(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%*2 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。 *2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます。「(後遺障害等級限定補償特約)が自動セットされます。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセッとしたご契約については、保険証券・保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセッされます。	上記①~④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用 ・歯科疾病 ・ 海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・ 海外旅行開始前に発症した病気 (疾病に関する応急治療・救護費用担保特約がセッされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。) ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセッし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発症した高山病(特別危険担保特約をセッし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
治療・救護費用保険金	●治療費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けた場合 ②海外旅行開始後に発症した病気*3により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*5により、旅行終了日からその日を含めて 30日 を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ●救護費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発症した病気により、 3日以上*6 続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発症した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合 ⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合等 *6 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。	●治療費用部分 下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて 180日以内 に必要となった費用に限ります。) ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診療費・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のため必要になったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ●救護費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*7の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ①捜索救助費用 ②救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救護者3名分まで) ③救護者の宿泊施設の客室料(救護者3名分かつ救護者1名につき14日分まで) ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥遺体処理費用(100万円まで)	※治療費用部分・救護費用部分共通のご注意 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救護費用保険金額が限度となります。また、次のa. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分
疾病死亡保険金	①海外旅行中に病気で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発症した病気*3により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*10により、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	上記①~④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレーによる死亡(特別危険担保特約をセッし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
賠償責任保険金	海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*11を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 *11 次に掲げる損害を含みます。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。) ・に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。 ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害	損害賠償金の額 ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	前記③④に加え、たとえば、 ・ご契約者または保険の対象となる方の故意 ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任 ・所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶*12、車両*13、銃器(空気銃を除きます。)*14の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族*7に対する賠償責任 *12 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *13 レンタカーを含みます 。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスキーモービル等はお支払いの対象となります。

<p>携行品損害保険金</p>	<p>海外旅行中に携行品 * 14 が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合</p> <p>* 14 携行品とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品 * 15 をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含まれません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内）にある間および別送品は含まれません。</p> <p>* 15 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額 * 16 ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>* 16 損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額 * 17 とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額 * 17 のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限り)です。交通費、宿泊施設の客室料も含まれます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。 * 17 時価額とは？ 再取得価額 * 18 から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 * 18 再取得価額とは？ 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。</p>	<p>前記①～④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失 * 19 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、職務以外での航空機操縦、ホブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。)</p> <p>* 19 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>												
<p>航空機寄託手荷物保険金</p>	<p>① 出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から6時間以内に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合</p> <p>② 乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後6時間以内にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合</p>	<p>1回の事故につき3万円(定額)をお支払いします。</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>前記①～④に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波</p>												
<p>航空機遅延保険金</p>	<p>① 出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付け業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合 ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合 ・宿泊施設の客室料 ・交通費 * 20 ・渡航先での各種サービス取消料 ・食事代</p>	<p>1回の事故について、保険の対象となる方が下表のaからcに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="639 936 1077 1019"> <thead> <tr> <th colspan="2">保険の対象となる方が負担した費用</th> <th>お支払い額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>宿泊施設の客室料</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>交通費 * 20もしくは渡航先での各種サービス取消料</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>食事代</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限りします。</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	保険の対象となる方が負担した費用		お支払い額	a	宿泊施設の客室料	3万円	b	交通費 * 20もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円	c	食事代	5,000円	
保険の対象となる方が負担した費用		お支払い額													
a	宿泊施設の客室料	3万円													
b	交通費 * 20もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円													
c	食事代	5,000円													

- * 3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。
- * 4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症をいいます。
- * 5 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
- * 7 6親等内の血族、配偶者 * 8または3親等内の姻族をいいます。
- * 8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)
- ① 婚姻意思 * 9を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- * 9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
- * 10 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。
- * 20 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

●「保険期間31日以内」のみの補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>疾病に関する応急治療・救護費用担保特約に係る治療・救護費用保険金</p>	<p>●治療費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化 * 1により医師の治療を受けられた場合</p> <p>●救護費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化 * 1により3日以上 * 2続けて入院された場合</p> <p>* 2 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。</p> <p>※治療費用部分・救護費用部分共通のご注意 * 1 症状の急激な悪化とは？ 海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 ※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救護費用部分合計で300万円限度となります。ただし、治療・救護費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救護費用保険金額を限度とします。 ※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限り。また、住居(保険の対象となる方が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。 ※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。</p>	<p>●治療費用部分 実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額</p> <p>●救護費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族 * 3の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額 たとえば 救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救護者3名分まで) 救護者の宿泊施設の客室料(救護者3名分かつ救護者1名につき14日分まで)</p>	<p>たとえば、 ・海外旅行終了後に治療を開始した場合 ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合</p> <p>・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。) ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用 たとえば ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用 ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用 ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティクまたは整体の費用 ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用</p>

- * 3 6親等内の血族、配偶者 * 4または3親等内の姻族をいいます。
- * 4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)
- ① 婚姻意思 * 5を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- * 5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

ご契約に関するご注意

- ①帰国予定・帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申込みいただけません。
そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、予めご了承ください。
- ②旅行先での運動・次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先でビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
 - ・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
 - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- ③旅行先でのお仕事・次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合
- ④保険期間の延長手続き・旅行日程の変更等による保険期間の延長手続きは、ご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店の営業時間内に対応させていただきます。
お手続きは、保険期間終了以前に完了していただく必要があります。
また、実際のお手続きは、海外では行えませんのでお客様の日本にいるご家族・知人の方に、お客様の代理となって、お客様がご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店で延長手続きを行っていただくよう依頼してください。
ただし、交通機関の遅延、欠航・運休または到着地変更や、保険の対象となる方が医師の治療を受けられたこと等により、ご旅行の最終目的地(保険の対象となる方の住居を含みます。)への到着が遅延した場合には、保険責任の終期はその事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度として自動的に延長されるため、保険期間延長の手続きや追加保険料の払い込みは不要です。
なお、お客様のご契約状況等によっては、保険期間延長をお引受けできないことがありますので、ご了承ください。
- ⑤補償の重複について。
 - ・賠償責任危険担保特約、治療・救済費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
 - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2
 - *1海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
 - *21契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- ⑥保険料領収証:保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- ⑦保険証券、保険契約証または被保険者証について:代理店または弊社にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または弊社へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡するまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。
なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先

<取扱代理店>

近畿日本ツーリスト株式会社
法人第2支店
担当 津村・長田
住所 〒101-0024
東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル12階
TEL 03-6891-9303
FAX 03-6891-9403

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社
航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室
〒100-8107
東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア WEST9階

0703-GJ05-07291-202308